

北 区 ぶ く き た 応 援 助 成 申 請 団 体 募 集

この助成事業は、地域の皆さまからご協力いただいた共同募金や賛助会費、寄附金（地域福祉基金）を財源として、北区内で活動する団体が、つながりづくりに取り組む際に必要とする経費を応援するものとし、1団体最大10万円の助成を行います。

7月31日（金）応募締め切り

北区で地域福祉活動をしている団体のみなさん
必見です！！

第5次北区地域福祉活動計画「つ・な・が・り」をつくることを目的とした活動を応援しています！！

この助成事業は、赤い羽根共同募金
配分金の一部を財源に実施します。



©中央募金委員会

◆ 申し込み・問い合わせ

名古屋市北区社会福祉協議会 TEL : 915-7435 FAX : 915-2640



北区社協マスコットキャラクター
ふくちゃん きたちん

1 目的

- ・第5次北区地域福祉活動計画の全体目標「つ・な・が・り」をつくることを目的に、住み慣れた地域（北区）で安心して暮らしていくため、困りごとの具体的な解決策に取り組むとともに、地域住民によるお互いさまの社会づくり、支えあえる仕組みをつくる活動を応援するものです。
- ・北区におけるボランティア団体・特定非営利活動法人・当事者団体等の地域福祉活動への取り組みを支援するものです。
- ・社会福祉法人名古屋市北区社会福祉協議会（以下「本会」という）の独自財源である賛助会費、寄附金（地域福祉基金）並びに共同募金への理解を深めます。

2 助成対象団体

助成金の交付対象は、名古屋市北区内で活動する非営利の次の団体とします。

- （1）法人格を持たない任意団体（以下「ボランティア団体等」という。）
- （2）特定非営利活動法人（以下「NPO 法人」という）

ただし、令和8年度中に本会から他の助成を受けている、または受ける予定のある団体を除きます。

なお、全市域を対象とする活動や一部の地域（町内会等）に限定した活動については対象外とします。

3 助成対象事業

この事業目的と審査基準に合致する事業で、令和9年3月31日までに北区内で実施する活動であるものとします。

例：困りごとを身近に相談できる人・場づくり！

買い物・片付け等生活に困っている人を支援する人・しくみづくり！

多様で持続的な当事者の社会参加活動への支援！

外国にルーツのある住民等の地域への参加づくり！

生きづらさを抱える子ども・若者とその家族への支援！…等

★事業に対する助成であるため、公益的な団体からの委託事業・介護保険事業等自主財源を確保できる事業を行っている団体、または備品購入のみを目的とした助成は対象外となります。

なお、次の経費は助成対象としません。

- （1）会員の互助、またはそれに類する目的の事業にかかる経費
（例：飲食代、交通費等）
- （2）人件費、不動産の購入や家賃、光熱水費、消耗品費等の団体本体の日常の運営にかかる経費
- （3）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（通称：障害者総合支援法）や介護保険制度による事業、営利目的の事業
- （4）展示会、発表会等の運営経費
- （5）その他、事業経費として不適当と本会会長が認める経費

4 助成金の交付金額

助成金の交付金額は、総額50万円を限度とし、1団体につき事業助成10万円を限度とします。

5 申請方法

助成金の交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、「助成金交付申請書」（様式1-1、様式1-2）に下記の書類を添付して本会に提出してください。

- （1）事業にかかる助成については、事業のねらい、目的、内容、予算等のわかる資料（例：事業計画書、収支予算書等）
- （2）備品にかかる助成については、見積書、カタログ（写）等の関係資料

6 申込締切日

令和8年7月31日（金）必着

7 審査方法

審査は、次の第一次審査から第二次審査までとします。

- （1）第一次審査 書面審査(本会による)
- （2）第二次審査 第5次北区地域福祉活動計画に関する会議にて最終助成金額を決定

8 その他

- 審査基準は、広域性、発展性、継続性、協働性、地域での必要性、財政状況、過去の本会からの交付実績等により総合的に審査を行ないます。
- 申請書等は返却いたしませんのでご了承ください。
- 助成申請書（様式1-2は除く）は、第二次審査の投票の際に一部抜粋したものを掲示いたします。
なお、申請書等に記載されている個人情報に関しては、本会個人情報保護規程に基づき適正に管理します。
- なるべく多くの団体に応募していただくために、1団体1事業のみの申請とさせていただきます。ただし、他の団体と協働した事業を行うための申請はこの限りではありません。
- 審査の結果、助成金不交付または申請額の一部のみ交付となる場合もございますので、あらかじめご了承ください。

その他の審査基準や報告等の詳細については、実施要項をご覧ください。本会ホームページよりダウンロードできます。
(<http://www.kitashakyo.jp/>)



じぶんの町を良くするしくみ

赤い羽根共同募金とは？

毎年10月1日から12月31日まで「赤い羽根」をシンボルに行われる募金運動で、集まった募金は民間の福祉活動を推進するための貴重な財源となっています。

北区で集まった募金は、愛知県内の福祉施設などへ配分と北区の民間の福祉活動に配分されています。子育て世代や高齢者のサロン活動を始めた各学区の地域福祉推進協議会事業、障害者施設・団体の外出支援事業やイベントなど、多くの福祉活動に活用されています。

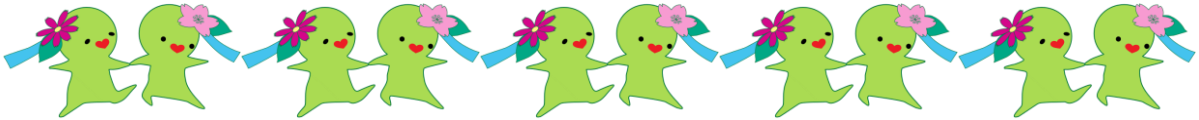
第5次北区地域福祉活動計画とは？

平成16年度から5年ごとに策定・推進され、現在は第5次計画となっています。

誰もが健康で安心して住み続けられるまちづくりを基本理念に「地域」でつながる、「人」でつながる、「場」でつながるの「つ・な・が・り」を目標に6つのプロジェクトを推進しています。北区の現状と課題を踏まえ「つ・な・が・り」をつくるための具体的な活動計画として位置付けています。

【名古屋市北区社会福祉協議会 地域福祉活動計画】

<https://www.kitashakyo.jp/community/plan.html>



お問い合わせは

社会福祉法人
名古屋市北区社会福祉協議会

〒462-0844

北区清水四丁目17番1号

北区在宅サービスセンター内

電話 915-7435

FAX 915-2640

 交通アクセス 

- 地下鉄黒川駅1番出口より徒歩8分

